

## 事業概要

## マンパワー事業評価シート（令和3年度（2021年度）事業）

事業名	受益者負担の適正化						事業類型	調査・企画立案		
担当部課	財政部 財政課									
基本計画	編	1	章	3	施策番号	6	持続可能な行財政運営	まち・ひと・しごと創生総合戦略	-	-
根拠法令等	-									
事業目的 (最終的に目指す状態)	使用料・手数料等について、サービスの目的や性質に応じた受益者負担のあり方を明確化し、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する。									

## 事業の人員体制（会計年度任用職員を除く）

元年度	2年度(a)	3年度(b)	対前年度(b-a)
0.59人	0.59人	0.59人	0.00人

## 指標

		指標名	単位	元年度	2年度(a)	3年度(b)	対前年度(b-a)	指標値の増減要因
①	活動指標	原価調査を行った使用料等の数	件	1,295	0	2,626	2,626	業務継続体制確保のため未実施だった2年度分を合わせて調査したことによるもの。
②								
③								
④								

## 事業実績

3年度目標	「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく、受益者負担の定期見直し（令和5年度施行）に向けた、調査及び分析の実施。（令和元・2年度決算に基づく2か年分の原価調査等の実施）	2年度末時点の課題	・受益者負担の定期見直しに向けた、基礎資料の整理 ・コロナ禍における利用方法を踏まえた負担についての調査
目標に対する事業実績	・地方財政状況調査（決算統計）のデータを用いた、使用料・手数料等の俯瞰的な分析 ・原価調査の実施（令和元、2年度決算分） ・見直し対象料金の選定	課題への対応	原価調査の実施（令和元、2年度決算分）  解決
3年度評価	達成	次年度（5年度）以降の展開	現状維持

## 今後の取組

4年度目標	基本方針に基づく、受益者負担の定期見直しの検討・無料施設有料化の検討	3年度末時点の課題	新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が長期化しており、「新しい生活様式」への移行途上であるため、適正な原価が算出できない状況である。このため、受益者負担の見直しが困難な状況となっている。
4年度の取組	・コロナ禍における新しい生活様式等を踏まえた上で、原価調査に基づく見直しの検討 ・無料施設有料化に向けた調査の実施 ・原価調査の実施	5年度の計画	原価調査の実施

## 事業概要

## マンパワー事業評価シート（令和3年度（2021年度）事業）

事業名	補助金制度の見直し					事業類型	調査・企画立案			
担当部課	財政部 財政課									
基本計画	編	1	章	3	施策番号	6	持続可能な行財政運営	まち・ひと・しごと創生総合戦略	—	—
根拠法令等	—									
事業目的 (最終的に目指す状態)	事業効果や補助を行う積極的理由が薄れた補助金や、補助の役割や目的が達成された補助金等の長期化を防ぐため、各補助金等の効果を具体的に示す客観的指標に基づく評価を行う。									

## 事業の人員体制（会計年度任用職員を除く）

元年度	2年度(a)	3年度(b)	対前年度(b-a)
0.25人	0.25人	0.29人	0.04人

## 指標

		指標名	単位	元年度	2年度(a)	3年度(b)	対前年度(b-a)	指標値の増減要因
①	成果指標	翌年度予算編成において見直した補助金の件数	件	—	—	1	1	平成30年度（2018年度）に策定した「補助金制度見直し方針」に基づき、令和元年度に新設した補助金の見直しを初めて実施したことによるもの。
②								
③								
④								

## 事業実績

3年度目標	「補助金制度見直し方針（以下「見直し方針」という。）」に基づき、令和元年度（2019年度）新設補助金の評価・見直しの実施	2年度末時点の課題	平成31年（2019年）2月に策定した見直し方針に掲げている新設補助金は3年以内で見直すという方針に基づき、令和元年度（2019年度）新設の補助金について令和3年度（2021年度）に評価・見直しを行う。
目標に対する事業実績	2回の庁内検討会及び全庁照会を実施し、令和元年度（2019年度）新設の補助金の評価を行った。	課題への対応	見直し方針に基づき、令和元年度（2019年度）新設補助金の評価・見直しの実施  解決
3年度評価	達成	次年度（5年度）以降の展開	現状維持

## 今後の取組

4年度目標	見直し方針に基づき、令和3年度（2021年度）以降に新設したものを除くすべての補助金について、評価・見直しの実施	3年度末時点の課題	新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が長期化しており、「新しい生活様式」への移行途上であることに加え、新たな基本計画となる「長期ビジョン」が令和5年度からスタートとなることから、補助金制度の大幅な見直しは困難と考える。
4年度の取組	・令和3年度（2021年度）末に全庁照会を行って得られた事業実施所管からの一次評価を基に、庁内検討会において客観的評価（二次評価）を実施 ・評価結果を所管に戻し、令和5年度（2023年度）予算編成において、所管自らが補助金の見直しを行い、当初予算に反映	5年度の計画	令和3年度（2021年度）新設補助金の評価・見直し